

生徒指導部から

生徒心得

前 文

本校生徒は本校教育の目的を理解し、心身の健全な発達、自主的精神の涵養、健康の増進、学業の進歩、校風の振興、さらには働きながら学ぶ高校生としての本分を全うするよう努めなければならない。

この生徒心得は、諸君が本校生徒として実践しなければならないことを規定したものである。

本校生として法律や条例、本校に定められた校則・規則等を守れなかった場合は、反省を促すため適切な処置を行う。

1 総 則

- (1) 天草高校の生徒として誇りと自覚をもって、礼儀を重んじ品位をもった行動をとること。
- (2) 健康に注意し、規則正しい生活をする。
- (3) 学校は目的を一つにした共同生活の場であるから、規律ある行動をとること。
- (4) お互いに思いやりの気持ちを大切にすること。

2 校内生活

学校生活は集団生活であるので、規律と秩序ある生活をするのが求められる。生徒間では同じ仲間として、お互いに挨拶・会釈をする日常生活を心掛けること。また、校内の施設設備は全日制と共用するので大切に使用すること。

- (1) 欠席・遅刻・早退をしない。
○欠席・遅刻は、必ず事前に担任または学校へ「すぐーる」にて連絡すること。
○早退するときは、担任の許可をもらうこと。
- (2) 登校したら、授業終了までは校外に出ないこと。
- (3) 年齢に関係なく学校敷地内での喫煙はしないこと。(20歳未満の喫煙は法律で禁じられている)
- (4) 下足と上履き、体育館シューズの使い分けをきちんとすること。下足は下足箱の前まで許可。
- (5) 貴重品は担任または副担任に預けること。
- (6) 集会や授業を妨害するような言動は慎むこと。(私語や立ち歩き等)
○授業中は担当教師の指導に従い、きちんとした態度で臨み、教師に暴言をはいてはならない。
- (7) 携帯電話・スマートフォン、音楽プレーヤー、漫画、ゲーム機などの学習に関係ないものを、集会や授業中に使用してはならない。
- (8) 学習活動中は、友人・知人を校内に招いたりしないこと。
- (9) 集会・授業中の帽子、マフラー、手袋、上着(ジャンパー、コート)は着用しないこと。ただし上着に関しては、室内温度で許可する場合もある。
- (10) 男女間の交際は、誤解や周囲に不信感を招くことがないように、節度を守ること。
- (11) いじめ行為は絶対にしないこと。(暴力行為、威圧行為、暴言、悪口、SNS等での誹謗・中傷など)

- (12) 学校内の施設・設備・校具は大切にすること。
○破損の事情によっては弁償を要求することもある。
- (13) 校舎・施設・校具を使用したいときは、必ず教師の許可を得、使用後は報告を怠らないこと。
- (14) 掲示物の掲示・放送・印刷物の配布・集会については学校の許可を得ること。
- (15) 拾得物・紛失物があった場合は直ちに担任か係の教師に届けること。
- (16) 定時制で使用しない施設・場所には立ち入らないこと。
- (17) 校内では常に清潔で静かな場所であるようにゴミの分別や、校内美化に努めること。

※ 下記事項の違反は特別指導の対象となる。

- ① 暴力行為・恐喝・窃盗・万引き・金銭強要
- ② 飲酒・喫煙(未成年者)
- ③ 考査不正行為(カンニング)
- ④ 薬物乱用
- ⑤ 不純異性交遊
- ⑥ 家出
- ⑦ 暴走族・暴力団への加入
- ⑧ 深夜徘徊(未成年者)
- ⑨ 怠学(さぼり)
- ⑩ 学習活動中の携帯電話・スマートフォン・音楽プレーヤー・漫画・ゲーム機等の使用
- ⑪ 教師への暴言、威圧行為
- ⑫ いじめ行為(暴力行為、威圧行為、暴言、悪口、SNS等での誹謗・中傷など)
- ⑬ 故意による校舎・校具破損
- ⑭ 指導に従わない繰り返し違反等(成人の学校敷地内での喫煙、授業中の不真面目な態度など)

3 校外生活

学校外においても、常に天草高校の生徒としての自覚をもち、社会の信頼にこたえる生活をする。

- (1) 無断外泊・深夜徘徊は慎むこと。
- (2) アルバイトをする際は必ず担任の先生に申し出をし許可を得ること。また辞めた場合やアルバイト先を変更する場合にも申し出を行うこと。ただし夜間のアルバイトは、18歳未満の者は禁止とし、18歳以上の者は授業に支障がないように努めること。
- (3) 旅行・登山などを計画する場合は、学校に届けて許可を得ること。
- (4) 外部団体への加入や参加については、事前に学校の許可を得ること。
暴走族・暴力団などの反社会的団体への加入は退学を含む厳しい指導を行う。

4 服 装

- (1) 服装については特に規定しないが、常に端正・清楚に心がけ生徒としての品位を保ち他人に不快感を与えないようにすること。(仕事場で着用している服装はそのままでもよい)
- (2) 学校が指定した日(卒業式などの式典時)は場に応じた適切な服装(黒・紺・グレーなど、派手ではないもの)を着用しなければならない。

5 交通関係

働きながら学ぶ高校生の健全な育成を目指す本校では、自動二輪車・自動車等の免許取得を禁止してはいないが、通学的手段として自動二輪車・自動車等を使用することを原則として禁止している。これは自動二輪車や自動車等を運転することで、自分の命を失ったり、他人の命を奪ったりする危険性を減らすためでもある。この目的のためにも下記に示す事項を熟読して交通安全に努めてもらいたい。

- (1) 車両（自転車を除く）による通学はすべて許可制とし、原付での通学を希望する者は、「通学許可願」を提出し許可を受けること。ただし、自動車通学については、原則として許可しないが、特別な事情がある者に限り所定の手続きを完了後許可する。
- (2) 改造車による通学、車両の貸し借りはしないこと。
- (3) 許可を受けた者が事故・違反等に遭った場合には、速やかに学校に報告書を提出しなければならない。
 - 届け出は事故・違反後7日以内に行うこと。
- (4) 許可車両以外の車両で登校する場合は、生徒指導部に許可を受けること。
- (5) 反社会的行為（暴走行為など）をした者には、退学を含む厳しい指導を行うと同時に、車両通学の許可を取り消す場合もある。
- (6) 交通ルールを守った運転で事故防止に努めること。
 - 二人乗り、並列進行、片手運転（傘さしや携帯電話・スマートフォン）、無灯火、音楽機器を使用しながらの運転等はしないこと
- (7) 車両は学校内の指定した場所に駐輪・駐車すること。
 - ヘルメットは各個人で管理し、盗難防止に努めること。
 - 自転車乗車時はヘルメットを着用すること
 - 学校の玄関付近、歩道には駐輪・駐車しないこと。
- (8) 遵守事項を守れない者、許可条件に違反した者、許可の適格条件を欠くと認められる者、必要事由がなくなった者は、許可を取り消す。
- (9) 年度途中で新たに免許を取得した場合には、「免許取得届」を生徒指導部に必ず届けること。

※ 下記事項の違反は特別指導の対象となる。

- ① 事故・違反は指定期日以内に届けなかったとき。
- ② 無免許運転
- ③ 事故加害者
- ④ 速度超過違反
- ⑤ 飲酒運転
- ⑥ 暴走行為（騒音なども含む）
- ⑦ 軽度の違反（一時停止違反・無断車両通学・ノーヘル・ノーシートベルト・携帯電話の使用、二人乗り、傘さし運転等）
- ⑧ 指導に従わない繰り返し違反等（大音量での音楽、車両の貸し借り、所定外の駐輪 など）

車両通学について

1 通学許可の条件・制限について

車両	条件・制限
自転車	(1) 距離等に制限は設けない。 (2) 整備不良の車両は認めない。 (3) 登下校時はヘルメットを着用すること。
原付 (排気量 50cc までの車両)	許可制 (1) 通学距離が3 km以上を原則とし、通学にどうしても必要であると認められる生徒に対しては、学校の審議を経て許可する場合もある。 (2) 整備不良の車両・改造車両は認めない。 (3) 騒音を出しての校内の走行も禁止する。 (4) 任意保険を推奨する。
自動車	原則禁止 (1) 学校から自宅、または職場までの距離が20 Km以上ある場合通学にどうしても必要であると認められる生徒に対しては学校の審議を経て許可する場合もある。 (2) 任意保険に必ず加入する。 (3) 整備不良の車両・改造車両は認めない。
自動二輪 (排気量 50cc を超える車両)	禁止

2 注意事項

- (1) 原付・自動二輪・自動車等の免許を取得する場合は、必ず事前に担任へ申し出る。
- (2) 車両での通学を希望する生徒は「通学許可願」を提出する。
- (3) 自動車通学生は、自動車通学生オリエンテーションを受講し、「自動車通学許可証」を受け取る。
- (4) 「自動車通学許可証」はダッシュボードの上に見えるように置いておく。
- (5) 交通LHRの未受講者に対しては、通学許可を取り消す場合もある。
- (6) 決められたスペースに車両を駐車すること。
- (7) 学校行事等により、駐車場が使用できない場合は、生徒指導部が指示する場所に駐車する。
- (8) 交通違反もしくは校則違反をした場合は、一時的に車両での通学の許可を取り消す場合もある。
- (9) やむを得ない事情で許可以外の車両で登校した場合は、直ちにその旨を生徒指導部または担任に申し出る。

事務部から

事務部では、学校の経理事務や設備・財産の維持管理などを通して、皆さんが安心して学ぶことのできる教育環境を整備する仕事を行っています。資料は令和7年度の実績に基づいて作成しています。

事務部より次の点について、お知らせとお願いです。

1 納入金等について

(1) 授業料について

授業料について、令和7年度は高等学校就学支援金または高校生等臨時支援金が支給され、実質無償となっております。

(2) 振興会費等について

受益者負担金として振興会費・環境整備費が必要となります。学校行事の補助や環境整備等、あらゆる教育活動を支えていただくものであり、保護者が直接負担すべき「日本スポーツ振興センター」の掛金や各種負担金等も含まれておりますので、納入のほどお願いいたします。金額・納入方法等につきましては、下記のとおりです。

ア 令和8年度 納入金額・期限（予定）

	前期分	後期分	計
振 興 会 費	9,000円	9,000円	18,000円
施 設 充 実 費	1,500円	1,500円	3,000円
合 計	10,500円	10,500円	21,000円
納 期 限	6月26日(金)	9月28日(月)	

イ 納入場所 天草高校事務室

(3) 本校では第1年次に家庭科の履修があり、家庭科教育を進めるうえで食物実習をはじめとする実習を実施しています。また、授業で使用するノートやファイル等の諸経費を含め、学級費として徴収させていただきますので、納入の程よろしく申し上げます。金額・納入方法等につきましては、次のとおりです。

ア 令和8年度 納入金額・期限（予定）

学級費	4,000円
家庭科実習費	4,000円
合 計	8,000円
納 期 限	4月27日(月)

イ 納入方法 口座引き落とし

※引き落とし手数料は保護者負担となります。

2 奨学金について

経済的な理由などで修学が困難である場合に、それを支援するための制度として奨学金制度があります。この制度には、国や県が行うものと、民間団体が行っているものがあります。まずは担任に相談し、積極的に活用しましょう。

(1) 公的奨学金制度

ア 熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金

(条件により返還の義務免除あり)

- ・月額 14,000円(年額 168,000円)
- ・募集時期 毎年6月頃
- ・原則働いていることが条件で、無職になったら貸与資格がなくなります。
- ・貸与生及び保護者の収入が関係します。
- ・学校や職場にまじめに通学・勤務していること。
- ・卒業すれば奨学金の全額返還免除となりますが、卒業見込みがなくなった場合や退学した場合は、それまで貸与されていた奨学金を即時返還しなければなりません。
- ・他の奨学金との併用はできません。

イ 熊本県育英資金

(返還の義務あり)

- 月額 18,000円以下(自宅)
- 月額 23,000円以下(自宅外)
- ※自宅・自宅外ともに3つの区分から金額を選択できます。
- ・募集時期 毎年4月
- ・勉学に意欲があること。
- ・他の奨学金との併用はできません。

(2) その他奨学金制度

ア 生活福祉資金教育支援資金修学費

イ 熊本県母子寡婦福祉資金

ウ 交通遺児育英会

エ あしなが育英会

オ 天草市奨学金

カ 苓北町奨学金

3 教科書・夜食給与(補助)について

勤労青少年の県立高等学校定時制課程への就学促進及び教育機会均等を保障することを目的として、県では、教科書・夜食(パン・ジャム・牛乳)の無償給与を行っています。本人からの申請に基づき、教科書やパン等を無償で補助される制度になりますので、希望者は申請書及び必要書類(所得証明書など)を事務室まで提出してください。

教科書給与については以下の条件があります。

ア 原則、経常的に収入を得る職業に就いていること(但し、就労しなくても、ハローワークで求職登録をすれば受けられます)。

イ 1年次あたり14単位以上修得すること。

※生徒本人や保護者の収入による所得制限もあります。

※要件アに該当しない者も、求職中または疾病などやむを得ない事由により校長が適当と認めた者は、給与の対象者となります。

4 その他

- (1) 各種証明書の発行について
在学証明書や通学証明書、J R 学生割引証など各種証明書の発行は事務室にて行います。発行の申請は、必要な期日の2～3日前までをお願いします。
- (2) 節電・節水について
移動教室時の消灯やエアコンの消し忘れなど一人一人が節電・節水を心掛け、無駄な光熱水費がかからないように全員で取り組みましょう。
- (3) 学校の施設・備品について
学校の施設や備品は県の貴重な財産であり、他の人と共同で使用するものです。机・椅子・壁や窓ガラスなどを故意に壊してしまった時は弁償をしなければなりません。もし、壊れている施設や設備などを見つけた時は、すぐに事務室まで連絡をしてください。
- (4) 防火装置について
防火装置には絶対に触らないでください。いたずらによる誤報が、実際の火災発生時に大きな被害をもたらします。皆さんの生命にかかわる装置ですので、必ず守ってください。